The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	阪大法学 66巻 3,4号 巻頭の辞
Author(s)	林, 智良; 下村, 眞美
Citation	阪大法学. 2016, 66(3-4)
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/79173
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

巻頭の辞

松川正毅先生は、平成二八年三月三一日をもって大阪大学大学院高等司法研究科をご退職されました。松川先生のご業績を称えるとともに、先生の御尽力に対する私たちの謝意と惜別の思いを込めて、ここに「阪大法学」特集号を刊行し、先生に捧げます。

松川正毅先生は、昭和五一年三月、神戸大学法学部を卒業され、同大学大学院法学研究科私法専攻博士前期課程、同博士後期課程に進学、昭和五九年二月に同課程を修了され、法学博士の学位を授与されています。さらに昭和六一年三月、トゥールーズ第一大学を修了され、私法学博士（Docteur en droit privé）の学位を授与されています。松川先生は、昭和六二年四月、三重大学人文学部助教授となられ、同教授、愛知学院大学法学部教授を経て、平成一一年四月、大阪大学大学院法学研究科に教授として着任されました。平成一六年四月、大学院高等司法研究科設置に伴い、同研究科に配置換えとなりました。そして、平成一八年からは、二期四年間にわたり同研究科長を務められ、困難な状況の中で研究科の発展に尽力されました。

松川先生は、法学部、法学研究科及び高等司法研究科において、家族法を中心として民法分野の多くの科目を講じられました。教育者としての先生は、日本法のみならずフランス法に関するきわめて広く深い学識とご経験を踏まえた真摯な学問的態度に加え、温厚でユーモアあふれるお人柄をもって学生の教育にあたられました。ことに、後進の育成にお力を傾注され、先生のもとから多くの民法研究者が輩出しました。

研究者としての先生は、相続法領域では、遺言、遺産分割、遺留分と研究を進めてこられました。また、親族法

領域では、生殖補助医療に関する親子法上の諸問題に関する最先端の研究者として知られています。一連のご研究により第21回尾中賞（家族法学術賞）を受賞されています。

先生は、また、トゥールーズ第一大学のほかフランスの大学において、授業等を担当されたうえ、多数に上るフランス法の研究報告や、本学へのフランス人研究者の招へいなど、フランス法研究を活性化するとともに、フランスの大学との学術交流を深められました。その功績はフランス政府にも認められ、平成一五年には、パルム・アカデミック（Palmes académiques）シュバリエ（Chevalier）勲章をお受けになりました。

大学内で信望の篤かった先生は、法科大学院制度の下で新司法試験が開始された時期に高等司法研究科長を務められ、高等司法研究科の基礎を固められたほか、本学医学部附属病院遺伝子治療臨床研究審査委員会委員等の要職を歴任されました。学外にあっては、日本私法学会、比較法学会、日仏法学、日本家族〈社会と法〉学会において、理事や監事をお務めになり、また、大阪家庭裁判所家事調停委員等数々の要職を歴任され、司法・行政実務にも寄与されました。

以上のとおり、松川先生は、教育・研究に大きな足跡を残され、また大阪大学と法学部・法学研究科・高等司法研究科の発展に尽くしてこられました。ここに、松川先生に対し、あらためて深い敬意と感謝を捧げるとともに、これまで同様私たちに対してあたたかくご指導を賜りますようお願い申し上げて、巻頭の言葉といたします。

平成二八年一一月

大阪大学法学会評議員長　林　智良
大阪大学大学院法学研究科長
大阪大学大学院高等司法研究科長　下村眞美